

会員賛助金のお願い

あなたの“思い”が
地域を支えます！！



平成27年より多摩社協会員として納付いただいた
賛助金は、所得税・法人税・住民税(多摩市)の寄付金
控除の対象となります。

※所得税、法人税、住民税において、それぞれで定められている条件を満たすことで、
税制優遇措置を受けられます。優遇措置を受けるには、確定申告が必要ですので、
当会が発行した領収書を添付して申告してください。
(詳しい内容等につきましては、税務署にお問い合わせください)

会員の種類 と賛助金額

個人会員	500円以上
団体会員	3,000円以上
特別会員	10,000円以上
毎年(4/1~翌年3/31までの年額です)	

* (旧)賛助会員の名称は個人会員に統合されました。



会員とは：社会福祉協議会の事業をご理解いただき、賛助金を納めていただくことにより
財政的支援をして頂ける方です。福祉のまちづくりにご協力ください。

地域の皆さんからの“思い”(賛助金)は、このような活動に使われています

地域課題解決の仕組みづくり 【地域福祉推進委員会活動】



●地域の自治会・住宅管理組合、民生児童委員、老人クラブ、地域包括支援センター等で構成され、地域の福祉課題を共有しながら、その解決に向けて共同で取り組んでいます。

地域での見守り、居場所づくり 【ふれあい・いきいきサロンへの支援】



●地域の方が気軽に参加できる場づくりを支援しています。*市内では50箇所以上のサロンが活動しており、地域内での緩やかな見守りの輪が広がり、孤立防止の効果があります。

地域での支えあいの仕組みづくり 【たすけあい有償活動】



●日常生活でお困りの地域の方を、地域の皆さまが協力員となって支える有償活動です。
主な活動：掃除・病院等への付添・買物 など

地域活動へのきっかけづくり 【ボランティア・市民活動の推進】



●防災講座などを通じて地域活動の担い手の育成支援を図ります。また、災害ボランティアセンター設置訓練を通じて「安心して暮らせるまち」づくりを、皆さんと一緒に展開します。

身近な相談窓口を開いています

皆さんの身近な相談窓口として、コミュニティセンターや総合福祉センターで、定期的に無料相談受付を実施しています。

- 福祉なんでも相談
- 福祉サービス相談
- ふくし法律相談

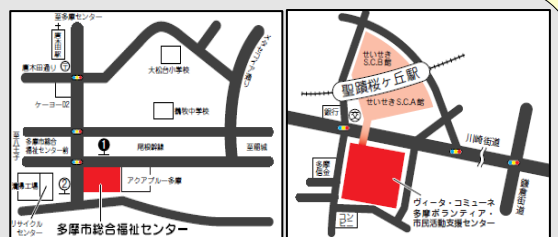
福祉に関する情報を発信

【ホームページ】 <http://www.tamashakyo.jp>

- ふくしだより
- ふれあい・いきいきサロン通信
- たすけあいメール
- ボランティア通信
- 多摩ボランティア・市民活動支援センターメールマガジン

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき全国の市区町村に設置された民間の社会福祉団体です。「誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向けて、地域の皆さんを主体とする地域福祉活動を推進しています。

社会福祉法 多摩市社会福祉協議会
〒206-0032 多摩市南野3-15-1 多摩市総合福祉センター内
地域福祉推進課 まちづくり推進係
〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニティー7階
多摩ボランティア・市民活動支援センター内



会員加入及び
賛助金納付の
方法について

- ◆地域の自治会・管理組合・福祉団体等を通して
- ◆多摩市社協の各窓口にて
- ◆専用の郵便払込用紙を使用して(手数料は無料になります)
- *会員や社協に関する説明会も実施しています。まずはお気軽にお問合せください。

電話:042-373-5616

FAX:042-373-6629